法第二十七条の十二		
道路運送法第四条第一項の許可に係る部分	道路運送法施行規則第五条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第六条第一項各号に掲げる書類
道路運送法第九条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第八条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第八条第二項に規定する書類
道路運送法第九条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項	
道路運送法第九条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第九条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第九条第二項に規定する書類
道路運送法第九条第五項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十条第三項各号に掲げる事項	
道路運送法第十五条第一項の認可に係る部分	道路運送法施行規則第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十四条第二項に規定する書類
道路運送法第十五条第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
道路運送法第十五条第四項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の二第二項において準用する同令第十四条第二項に規定する書類
道路運送法第十五条の三第一項又は第二項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の十三第一項各号に掲げる事項	道路運送法施行規則第十五条の十三第二項に規定する図面
道路運送法第十五条の三第三項の届出に係る部分	道路運送法施行規則第十五条の十四第二項に掲げる事項	